



秩父市若年がん患者ターミナルケア 在宅療養生活支援事業を始めます

【strong point/ここが言いたい!】

末期と診断された若年世代のがん患者が自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、がん患者及びその家族の経済的負担を軽減するため、在宅療養に必要な生活支援に要した経費に対し予算の範囲内で一部を補助します。

本事業は「埼玉県がん患者ウェルビーイング支援事業」の補助事業に則り、小児慢性特定疾病医療費助成と介護保険の狭間である世代を対象とし実施するものです。

■補助対象者 サービス利用時点において、以下の5項目すべてに該当する方

- ①18歳以上40歳未満の方
- ②秩父市に住民登録がある方
- ③末期がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る）で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ④同種の補助を受けていない方（小児慢性特定疾病医療費助成等、他の支援・助成制度を受けていない方を含む）
- ⑤市税の滞納がない方

■補助対象・補助金額

- ①訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具の貸与：補助金額の上限は対象サービスの利用料の9割（月額上限72,000円）
- ②特定福祉用具の購入：補助金額上限は購入額の9割（上限額1人90,000円）
- ③申請に必要な意見書の作成料：補助金額上限5,000円

■申請

必要書類をそろえ、秩父保健センターへ申請

※令和7年4月1日以降にサービス利用ならびに購入したものが補助対象です。

保健医療部保健センター

担当者：寺岡・高橋・新井

☎：0494-22-0648

FAX：0494-22-5338

